生徒手帳

神奈川県立平塚工科高等学校

Ħ	次
1.	校 訓2
2.	教育方針・教育目標、学校沿革3~5
3.	神奈川県立平塚工科高等学校学則(抜粋)6~7
4.	生徒心得8~10
5.	生徒会会則11~15
6.	選挙管理委員会細則16
7.	選挙管理規定内規16~17
8.	部活動細則18~20
9.	同好会細則21
10.	部室使用規則22
11.	保健室の利用について23
12.	図書館の利用について24
13.	進路閲覧室の利用について25
14.	事務室関係の諸手続きについて26
15.	携帯電話の使用について27
16.	ソーシャルメディアガイドライン28~29
17.	校 歌(旧平塚工業高校校歌)30
18.	旧平塚西工業技術高校校歌30
19.	旧平塚西工業技術高校校歌30
20.	生徒歌(旧平塚工業高校生徒歌)31
21.	応援歌(旧平塚工業高校応援歌)31

校訓

誠

健実

創康

造

教育方針

憲法及び教育基本法の精神に則り、科学技術の進展を担う幅広い教養、技術、技能を身に付けるとともに、社会についての正しい理解と健全な判断力を養い、以つて、社会の発展に貢献できる人材を育成する。

教育目標

- 1. 科学技術の進展を担う、幅広い教養・技能・技術をもった人物を育成する。
- 2. 社会の変化や課題に主体的に対応出来る資質・能力をもった創造性豊かな人物を育成する。
- 3. 他者の人格や個性を尊重し思いやりのある人間性豊かな人物を育成する。
- 4. 知・徳・体(確かな学力、豊かな心、健やかな体)の調和した人物を育成する。

学校沿革

神奈川県立平塚工科高等学校の沿革

平成14年11月1日 (2002)

県立高校改革推進計画に基づき、「平塚工業高等学校」と「平塚西工業技術高等学校」が再編統合され、「平塚工科高等学校」が平塚市黒部丘12番7号に設置される。

平成15年4月6日 (2003)

第1回入学式挙行(全日制課程・総合技術科)

平成25年11月1日(2013)

創立10周年記念行事が行われる。

平成31年3月1日 (2019)

第 16 回卒業式举行

平成31年4月5日 (2019)

第17回入学式举行

平塚工業高等学校沿革

昭和14年(1939)

神奈川県立第二工業学校設置される。神奈川県立工業学校を仮校舎とする。 (機械科、電気 科、応用化学科、採鉱冶金科を設置)

昭和15年(1940)

神奈川県立平塚工業学校と改称し、平塚市平塚西浜岳 3344 に移転する。

昭和18年(1943)

第二本科(夜間授業)を設置し、従来の課程を第一本科とする。

昭和19年(1944)

次の課程に改称する。

第一種(国民学校初等科卒業にて修業年限5ヶ年、機械科、電気科、電気通信科、工業化学 科、冶金科を設置)

第二種(従来の第二本科、工業化学科を設置)

第三種(従来の第一本科)

昭和20年(1945)

戦災により校舎焼失

神奈川県立平塚高等女学校の一部を仮校舎とする。

昭和21年(1946)

神奈川県立平塚中学校と組織変更、工業第一種1年を中学校1年に編入、他は卒業まで工業学校生徒として存続する。旧海軍火薬廠工員収容宿舎を仮校舎とする。

昭和23年(1948)

神奈川県立平塚高等学校設置(普通科、機械科、電気科、工業化学科、冶金科、中学を置く) 昭和24年(1949)

併設中学校廃止、創立10周年記念行事が行われる。

昭和28年(1953)

平塚市平塚 3344 (元の敷地) に移転する。

昭和31年(1956)

校歌制定

昭和34年(1959)

創立20周年記念行事が行われる。

昭和37年(1962)

普通科募集停止

昭和39年(1964)

平塚市黒部丘 12 番 7 号に表示変更、神奈川県立平塚工業高等学校に名称変更される。校旗 制定

昭和46年(1971)

電子科を新設

昭和54年(1979)

創立40周年記念行事が行われる。

昭和63年(1988)

工業化学科を化学科と改称

平成元年 (1989)

学科改編により電気科・電子科を電気科に統合、創立50周年記念行事が行われる。

平成11年(1999)

創立60周年記念行事が行われる。

平成15年4月 (2003)

神奈川県立平塚西工業技術高等学校と再編統合される。

平塚西工業技術高等学校沿革

昭和38年(1963)

神奈川県立平塚技術高等学校設置される。(平塚市桜ヶ丘7番1号)

昭和39年(1964)

秦野分校設置

昭和42年(1967)

秦野分校独立して秦野技術高等学校となる。

昭和48年(1973)

神奈川県立平塚西工業技術高等学校設置される。

(機械科、自動車科設置)

昭和50年(1975)

神奈川労働基準局長よりガス溶接技能講習の教育機関として指定される。

昭和54年(1979)

運輸大臣より1種自動車整備士養成施設として指定。

昭和58年(1983)

創立10周年記念行事が行われる。

平成2年(1990)

学科改編により、機械科4学級編制となる。

平成5年(1993)

創立20周年記念行事が行われる。

平成 13 年 (2001)

県立高校改革推進計画のため生徒募集停止となる。

平成15年4月 (2003)

神奈川県立平塚工業高等学校と再編統合される。

神奈川県立平塚工科高等学校学則 (抜粋)

(名 称)

第1条 この学校は、神奈川県立平塚工科高等学校と称する。

(目 的)

第2条 この学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度 な普通教育及び工業に関する専門教育を施すことを目的とする。

(修業年限)

第6条 この学校の修業年限は、3年とする。

(教育課程)

- 第13条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。
- 2 各教科に属する科目及び総合的な学習の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

(修了の認定、卒業の認定及び卒業証書の授与)

第 15 条 校長は、各学年の課程の修了を認定するに当たっては、生徒の出席状況その他の平 素の成績を評価してこれを行い、すべての課程を修了したと認めた生徒には、卒業を認定し、 卒業証書を授与する。

(卒業認定等の基準)

第16条 前条に規定する卒業の認定等にかかる基準及び手続きは、校長が別に定める。 (原級留め置き)

第 17 条 校長は、当該学年の所定の教育課程を修了することができなかった生徒について、 教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

(休学及び退学)

- 第 26 条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため休学又は退学しようとするときは、保護者は、休学願又は退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。
- 3 校長は、生徒のうちに休養又は療養の必要があると認める者があるときは、休学を命ずる ことがある。

(欠 席)

第 28 条 生徒が傷病その他やむを得ない理由のため欠席しようとするときは、保護者は、欠 席届を校長に提出しなければならない。

(表 彰)

第32条 校長は、他の生徒の模範となる生徒を表彰することがある。

(懲 戒)

第33条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

- 2 懲戒は、その程度により、訓告、停学及び退学の処分とする。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行う。
 - (1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3)正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(入学検定料等)

- 第 34 条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱いについては、県立学校の授業料等の徴収に 関する条例(昭和 33 年神奈川県条例第 3 号)の定めるところによる。
- 2 校長は、正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止又は退学の処分を行うことがある。

生徒心得

1. 基本的な心構え

- ・平塚工科高校生徒としての自覚を持って行動し、お互いに個性を尊重し、信頼し合える人 間関係を作れるよう努力する。
- ・生徒自ら自主・自立の生活態度を身につけ、勉学や様々な活動に励み、有意義な高校生活 を送る。
- ・学校は共同生活の場であることを念頭に置き、自分のことのみを考えず、他者の気持ちも 考えて行動する。

2. 規 律

- (1) ルールの遵守
 - ・社会のルール(法律など)、学校のルール(生徒心得など)を守ること。それらに違反した場合は、保護者同席の下に教育的指導を行うことがある。
- (2) 暴力・いじめ・窃盗
 - ・「だれもが安心して過ごせる場」それが学校です。暴力・いじめ・窃盗が行われた場合、 「退学」も視野に入れた厳しい指導を行う。
 - ・インターネット、ブログ、SNS等での他者に対する誹謗・中傷、または無断で他人の 画像等を掲載してはならない。

(3) 身だしなみ

①制 服

- 制服はきちんと着用する。
- ・制服は、男女とも本校指定のものとし変形をしない。
- ・女子の制服でリボンをつける場合は本校指定のものとする。
- ・夏季略装期間(6月1日~9月30日)移行期間(5月1日~5月31日、10月1日~10月31日)は上着を着用しなくてもよい。白無地のワイシャツ、ポロシャツを着用し、左胸ポケットの上の部分にエバマークをつける。また、夏季略装期間中において、気温の低い日や体調不良の時には、白・紺・黒・灰色・茶色の無地、単色のセーター・ベストの着用を認める(それ以外のカーディガン・パーカーなどの着用は認めない)。
- ・夏季略装期間・移行期間以外でも制服の中にはエバマークのついたワイシャツ、ポロシャツを着用していること(制服の中にセーター・ベストの着用は認めるが、セーター・ベストのみで活動をしないこと)。

②頭髪等

- ・清潔ですっきりした髪型とする。染色・脱色・パーマ・目立つ変形等はしない。ピアス などの装身具を付けない。
- ③再登校指導
- ・服装・頭髪等に規定違反があった場合には一度家に帰し、再度登校させる再登校指導を

行う場合がある。

(4)外出

・登校後は、下校する迄、無断で校外へ外出することは禁止する。外出の必要がある場合 には、必ず担任の許可を得て、外出許可書をもって外出する。また、早退についても必 ず担任の許可を得て、早退届を持って早退する。

(5) 所持品

• 紛失、盗難防止

所持品には記名を徹底し、貴重品は持参しない。靴箱・ロッカーにはカギを掛ける。万一、貴重品を持参した時は、身に付けておくか、ロッカーに保管しカギをかけるなどその管理を慎重にし、紛失、盗難のないように細心の注意を払う。

- ・スマホ・携帯は授業中には電源を切り使用しない。テスト中は電源を切り教室の BOX に入れる。
- ・自転車は二重ロックを心がける。

(6) 交通安全

- ・交通事故、特に自転車・バイクによる交通事故が多発しているので、交通法規について 正しい知識を持って、慎重な行動を心掛けること。
- ① バイク・自動車の登下校(学校行事や部活動における参加場所への移動を含む)は、禁止する。

登下校時のバイク同乗、制服でのバイク乗車・同乗も禁止する。

- ② 自転車通学者は学校に自転車通学届を提出し、ステッカーをつけ、交通法規を守って 乗用すること。
- ③ バイク・自動車等の免許取得をしたら、学校に運転免許取得届を提出する。

(7) アルバイト

・アルバイトをやむをえず行う場合は、<u>保護者</u>と良く話し合って勉学に支障がないように する。

(8) 特別指導

① 特別指導の対象措置

平塚工科高等学校の生徒として、ふさわしくない行為及び行動をしたと学校が判断した 場合、特別指導の対象となる。

※特別指導とは、当該生徒のその後のよりよい育成を目的として、通常の指導とは別に該 当生徒に対する指導計画を立てて行う教育的な指導です。

② 特別指導の内容

行った行為および行動に対して、校長訓告から 14 日間を限度とする期日を指定した指導を行う。指導中の反省状況などにより期日が延長される場合もある。

再三の指導にもかかわらず、平塚工科高等学校の生徒としてふさわしくない行為、及び 行動を繰り返した場合や行為および行動の内容によっては退学勧告等のさらに厳しい指 導となる場合もある。

3.諸 届

- ・次のようなことが生じた場合には、すぐに学校に届け出ること。
- ① 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引の場合は、その都度速やかに、下記の諸届用紙に保護者が理由等を記入し捺印して、学級担任に届け出なければならない。
- ② 病気欠席7日以上に及ぶ場合は、医師の証明書を学級担任に提出する。
- ③ 本人または家族が感染症にかかった時は直ちにその旨、学級担任に届け出る。
- ④ 病気その他の理由で休学する場合は、学級担任の指導を受けて学校長に願い出る。
- ⑤ 氏名、住所、通学区間、保護者の変更等身上事項の異動があった時は、直ちに学級担任を通じ、所定の用紙に記入し、学校長に届け出る。
- ⑥ 自転車通学届、運転免許取得届等は学級担任を通じ、所定の用紙に記入し、届け出る。
- ⑦ 怪我などで制服を着用できない場合は学級担任を通じて異装届を提出する。
- (注)休学願、復学願、転学願、退学願、身上事項異動届の用紙は事務室に、連絡・証明・ 諸届・許可用紙は各クラスに備えてあります。

補記 この「生徒心得」は2018年4月1日より運用する。

		平塚工科高校 連絡・証明・諸届・許可用紙		
		年 組 番名前		
連絡・調	证明欄 (追実習、体育等連絡・証明用)		
月日		事 項		
•				
諸届・許可欄 (欠席・遅刻・早退・忌引・欠課・見学・異装・外出用)				
		事 項		
月日	内 容	# %		

生徒会会則

第1章総則

(名 称)

第1条 本会は神奈川県立平塚工科高等学校生徒会と称する。

(目 的)

第2条 本会は生徒の自主的活動に基づき、学校と協力し社会人に必要な自主自営の精神を養い、学校生活の向上を計ることを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は神奈川県立平塚工科高等学校の全生徒をもって構成する。

第2章 役 員

第4条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 書記 3名

会計 2名 会計監査 2名

第5条 会長は全会員による選挙で候補者中の最高得票者とし、副会長は次点者2名とする。 ただし、選挙管理規定内規を別に定める。

第6条 書記、会計および会計監査は会長が指名し、総務委員会の承認を得る。

第7条 会長は本会を代表し、本会の会務を統括し総会および総務委員会を招集する。

第8条 副会長は会長を補佐し、会長が会務を遂行できない場合は、その任務を代行する。

第9条 書記は本会の庶務を処理し、本会の記録の作成と保管にあたる。

第10条 会計は本会の会計事務一切にあたる。

第11条 会計監査は本会の会計が適正に執行されているかの、監査を行う。

第3章 機 関

第12条 本会に次の機関を置く。

生徒総会 選挙管理委員会 総務委員会 各種委員会および特別委員会 ホームルーム会 部・同好会

第13条 生徒総会

- 1. 生徒総会は全会員をもって構成し、本会の最高議決機関である。
- 2. 定期生徒総会は年1回とし、4月に行う。
- 3. 臨時生徒総会は、総務委員会の決定に基づき会長が招集する。
- 4. 総会の議長1名は総会において役員以外の会員から選出され、総会を運営する。
- 第14条 選挙管理委員会

選挙管理委員会は会長選挙にかかわるすべての職務を遂行する。

第15条 総務委員会

- 1. 総務委員会は生徒総会に次ぐ議決機関である。
- 2. 総務委員会は次の事項を審議する。

- (1)ホームルーム会から提出された事項。
- (2)会長から提出された事項。
- (3) その他、総務委員会において必要と認められた事項。
- 第 16 条 総務委員会は、総務委員、生徒会役員、各種委員会の委員長および文化部・運動部 の代表者(各1名)をもって構成する。
- 1. 総務委員は各ホームルーム会より2名を選出する。ただし、生徒会役員に選出された欠員 を生じたホームルーム会は、その相当人数を補充する。
- 2. 総務委員より、議長1名、副議長1名を選出する。
- 第 17 条 総務委員は各ホームルームにおいて会員の福利厚生および学校生活の向上をはかる。
- 第18条 本会には総務委員会に所属する次の委員会を置く。

各種委員会……交通安全委員会、保健委員会、図書委員会、放送委員会、社会福祉委員会 特別委員会……文化祭実行委員会、陸上記録会実行委員会、その他

- 第 19 条 各種委員会および特別委員会には委員長、副委員長を置き、必要に応じて書記など を置く。委員長は会議を招集する。
- 第20条 交通安全委員会は各ホームルーム会交通安全委員をもって構成し、主に交通安全活動 に関することを行う。各ホームルーム会は交通安全委員1名を選出する。
- 第 21 条 保健委員会は各ホームルーム会保健委員をもって構成し、会員の保健衛生に関する ことを行う。各ホームルーム会は保健委員1名を選出する。
- 第 22 条 図書委員会は各ホームルーム会図書委員をもって構成し、校内図書に関することを 行う。各ホームルーム会は図書委員1名以上を選出する。
- 第 23 条 放送委員会は各ホームルーム会放送委員をもって構成し、校内放送に関することを 行う。各ホームルーム会は放送委員1名を選出する。
- 第 24 条 社会福祉委員会は各ホームルーム会社会福祉委員をもって構成し、校内外の社会福祉に関することを行う。各ホームルーム会は社会福祉委員1名を選出する。(ただし、社会福祉に興味・関心ある生徒が数名の場合はその限りではない。)

第25条 特別委員会

- 1. 生徒総会および総務委員会で議決した次の事項について、必要に応じて特別委員会を設けることができる。
 - (1) 年度行事の運営(文化祭実行委員会、陸上記録会実行委員会。各ホームルーム会は各々2名を選出する)
 - (2) その他、必要な事項
- 2. 特別委員会の構成は総務委員会で決定する。

第26条 ホームルーム会

- 1. ホームルーム会は生徒会活動の基礎組織であり、ホームルーム全員をもって構成する。
- 2. ホームルーム会の議長ならびに書記は、総務委員が行う。

第27条 部・同好会

- 1. 本会に文化部と運動部を置き、各々総務委員会に所属するものとする。
- 2. 部長会議は各部・同好会の部長会長をもって構成され、会議の議長は、総務委員会議長が行う。

第4章 任期

第28条 役員の任期

- 1. 会長・副会長・書記・会計および会計監査の任期は、1月1日から12月31日までの1年とする。ただし、再選は妨げない。
- 2. 生徒会役員に欠員を生じた場合、役員会は新役員を2週間以内に指名し、総務委員会で承認を得なければならない。ただし、新役員の任期はその残任期間とする。
- 第 29 条 会長および副会長の解任は、全会員の3分の1以上の連署をもって請求し、全会員の投票において全会員の3分の2以上の賛成をもって成立する。
- 1. 会長の解任が成立した場合は、役員会はただちに選挙管理委員会を招集し、会長選挙を行わなければならない。
- 第 30 条 書記・会計および会計監査の解任は、総務委員会においてその構成員の3分の2以上の賛成をもって成立する。
- 第31条 総務委員の任期は4月から翌年3月までの1年とする。
- 第32条 各種委員の任期は1年とする。
- 第33条 特別委員会はその任務の終結とともに解散する。

第5章 総会および会議

- 第34条 総会および会議は、その構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 第 35 条 総会および会議の議決は構成員の過半数の賛成で決定し、賛否同数の場合は議長の 決定するところによる。

第36条 会議の公開

- 1. 総会および会議は、原則としてこれを公開する。
- 2. 総会および会議において傍聴者が発言する場合は議長の承認を得る。
- 第 37 条 生徒総会および総務委員会で議決した事項は、会長がこれを学校長に報告し承認を 得なければならない。

第6章 会計

- 第38条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。
- 第39条 本会の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日までとする。
- 第40条 予算の決定と執行
- 1. 次年度の予算は会計年度の終わりに組まれる。
- 2. 会長はそれぞれの部門から提出された次年度の予算請求書をもとにして、役員会において 予算案を作成する。
- 3. 予算案は会長によって総務委員会に提出され、その承認を得た後、生徒総会で承認を得て

執行される。ただし、総務委員会において必要と認められた場合、生徒総会の承認を得る以前に暫定的に執行することができる。

第 41 条 決算

- 1. 生徒会会計は、前半期に執行された会計について、中間決算報告書を作成し報告する。
- 2. 会計年度の終わりに会長は役員会において決算書を作成し、会計監査により監査を受ける。
- 3. 会長は会計監査を経た決算書を総務委員会および生徒総会へ提出し、承認を得る。

第7章 顧問

第42条 本会に若干名の顧問を置く。

第43条 顧問は本会の運営および活動について助言と指導をする。

第8章 補 則

(改 正)

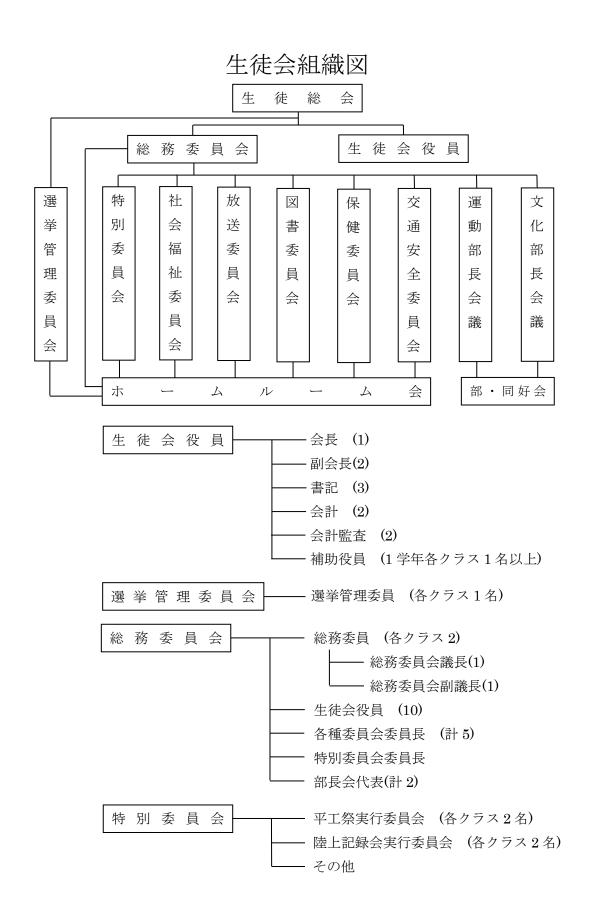
第 44 条 本会則を改正する場合は、総務委員会および生徒総会において、構成員の3分の2 以上の賛成を得なければならない。

(細 則)

第 45 条 本会の運営にあたり必要ある場合は、別に細則を設けることができる。細則は総務 委員会の承認を得なければならない。

(その他)

- ・本会則は2003年4月1日よりこれを施行する。
- ・本会則は2017年4月1日より一部改正し、これを施行する。



選挙管理委員会細則

- 第1条 この細則は、生徒会々則第14条および第45条に基づいてこれを定める。
- 第2条 選挙管理委員会は、各クラスより1名ずつ選ばれた委員をもって構成される。
- 第3条 選挙管理委員会は、この細則に基づき一切の選挙事務を管理する。
- 第4条 この会は、委員の互選により次の役員をおく。

委員長 1名 副委員長 1名

- 第5条 選挙管理委員長は、生徒会長および本部役員の任期終了にあたり、この会を招集する。 選挙管理委員会は、次期会長の選出の準備として、生徒会顧問と相談のうえ次の業務を行 う。
 - (1) 投票日の決定(2) 選挙の公示(3) 立候補受付(4) 選挙運動の日程、方法等の決定(5) 立会演説会の開催(6) 投票および開票の管理(7)当選者の発表
- 第6条 選挙管理委員会の任務の遂行は別に定めた選挙管理規定による。
- 第7条 選挙管理委員が立候補する場合は、そのクラスは新たに選挙管理委員を選出しなければならない。
- 第8条 選挙施行にあたる一切の費用は、本部予算より支出される。

その他 この細則は2003年4月1日より施行する。

選挙管理規定内規

- 1. この規定内規は、生徒会会則第5条に基づいてこれを定める。
- 2. 選挙期日に関すること

選挙は原則として11月中に行う。

- 3. 立候補に関すること
 - (1) すべての会員は被選挙権を有する。
 - (2) 候補者は、自薦、他薦によらず選挙管理委員会に届け出をし、立候補責任者をおき、立候補責任者は、推薦趣旨の発表を行う。
 - (3) 候補者は、原則として、選挙前に所信発表を行う。
 - (4) 候補者が1名のみの場合は会長として当選し、副会長以下の役員は会長が指名し、総 務委員会の承認を得る。
 - (5) 立候補者が出ない場合は、2年全クラスより1名推薦立候補させる。
 - (6) 1年の全クラスより補助役員として1名以上選出する。(任期は1年)

4. 公示に関すること

(1) 選挙管理委員会は、投票日の1週間前までに全生徒会員に選挙日程を公示しなければならない。

(2) 選挙終了後、直ちに結果を発表しなければならない。

5. 受付けに関すること

- (1) 公示後、直ちに立候補者を受付ける。
- (2) 受付け終了後、直ちに立候補者氏名を発表する。

6. 投票および開票に関すること

- (1) 投票は選挙管理委員および立候補しない本部役員が立会のもとに行う。
- (2) 開票は、立候補しない本部役員の立会のもとに選挙管理委員会が行う。但し、立候補責任者の立会は認める。
- (3)次の場合は無効とする。
 - ア 選挙管理委員会の所定の投票用紙を用いないもの。
 - イ 記名の不充分なもの。
 - ウ 判読できないもの。
 - エ 候補者以外の氏名、およびその他の事項を記したもの。
 - オ 白票のもの。

7. 再選挙に関すること

有効投票が全会員数の3分の2に満たない場合は、選挙を無効とし、再選挙を行う。 最高得票者が2名以上の場合は決選投票を行う。

8. 選挙違反に関すること

選挙管理委員会は、次の事項を選挙違反として厳重に注意する。

届出前の選挙運動

校外における選挙運動

その他、選挙管理委員会が選挙違反と認めた場合

9. この内規は 2003 年 4 月 1 日より施行する。

部活動細則

第1条 この細則は、生徒会々則第45条に基づいてこれを定める。

(部)

第2条 本校に次の各部を置く(2015年度末現在)

文化部 美術、写真、音楽、吹奏楽、社会、電気、園芸、アマチュア無線、化学、機械 運動部 硬式野球、水泳、ラグビー、バドミントン、ソフトテニス、卓球、バスケットボール、バレーボール、陸上競技、柔道、山岳、サッカー、ゴルフ、空手道、テニス (部 員)

第3条 部員は本校会員で組織される。

(部の新設)

第4条 新部設立に関しては次の条件を満たさなければならない。

同好会として1年以上、活動すること。同好会の新設は別に定めた規定による。

部への昇格を希望する同好会は、その申請を生徒会長へ提出し、同好会新設と同様の手続き を踏まえて昇格の承認を得なければならない。

承認を得た同好会は、次年度より部へ昇格する。

(部の休部)

第5条 休部に関しては次の規定により行う。

部員がいなくなったとき。

会長はその部の休部について総務委員会および学校に報告する。

(部の廃部)

第6条 廃部に関しては次の規定により行う。

休部期間が3年間を経過したとき。

会長は、その部について総務委員会が廃部を適当と認めたとき、学校に報告し承認を得なければならない。

(入部と退部)

第7条 会員は、生徒会で設置した部に顧問の許可を得て、入部および退部出来る。

(入部)

- ① 生徒会で定めた期間4月中に入部の希望を部顧問に申し出て、許可を得なければならない。
- ② 入部の許可後、その旨を担任に届け出る。
- ③ 定められた期間以外で入部する場合も同様の手続きをとる。

(退部)

- ① 顧問が事情止むを得ないと認めた場合に限りこれを許可する。
- ② 退部の許可後、その旨を担任に届け出る。

(部室と施設備品)

第8条 各部は本校内に部室を有し、施設、備品を借用したいときは顧問の承認を得なければならない。

部室、施設、備品等破損した場合には速やかに顧問に届け出る。

部室の使用規則は別に定める。

(顧 問)

第9条 各部は顧問として若干名の職員をおき、その運営活動等について指導助言を行うものとする。

部がとくに校外の指導者を招く場合は、顧問および学校長の承認を得なければならない。

(役 員)

第 10 条 各部は所属部員により選出され、かつその部の顧問により承認された次の役員をおく。

部長、副部長、会計 各1名

役員の任期は1年を原則とし、役員の新旧交替の時期は9月までとする。これを生徒会本部 に通知する。

(役員事務)

第11条 各部の役員は顧問と十分に連絡を取り、任務を遂行する。

部長はその部を代表し、運営の責任者となり、部長会議および必要ある場合は総務委員会に 出席する。

副部長は部長を補佐し、必要ある場合には部長の任務を代行する。また活動記録簿等部に関する一切の記録を保管する。

会計は部に関する経理の一切を行い、会計簿を整理保管する。とくに顧問または生徒会からの請求があった場合は、会計は会計簿類をいつでも公開できるように整理しておかなければならない。

(経 理)

第12条 各部の経費は、生徒会費其の他の収入を以てこれに充てる。

(法 外)

第 13 条 校外との関係をもった活動をする場合は、必ず顧問および学校長の承認を得なければならない。

(合 宿)

第 14 条 部は部員相互の技術の向上と、規律ある集団生活の精神を養うために合宿をすることができる。

事前に保護者の承諾書をとる。

計画書を顧問に提出し、顧問および学校長の承認を得る。

実施にあたっては必ず顧問が付き添う。

(文書等発行)

第 15 条 部で文書等を発行する場合は、必ず事前に顧問および学校長の承認を得なければな

らない。

(安全)

第 16 条 各部では、部室および活動場所で事故のないように万全を期さねばならない。とくに薬品、機械器具を使用する場合は顧問に連絡し、その指示に従わなければならない。

(届 出)

第 17 条 休日に登校し活動する場合には前日までに顧問に届けなければならない。なお、休日の活動は必ず顧問が付き添って行う。

休日に登校した部員は、事務室に備え付けの休日登校者名簿に記入し、学校警備員に届け出る。

定期テスト前1週間は活動を禁止する。ただしテスト後1週間以内に公式戦および発表会が ある場合は活動してもよいが、必ず顧問に届け出て許可を得なければならない。

(除 名)

第 18 条 部員で本細則に著しく違反したり、生徒の本分を逸脱したものに対しては顧問が退 部を命ずることがある。

(その他)

・本細則は2003年4月1日より施行する。

同好会細則

- 第1条 この細則は、生徒会々則第45条に基づいてこれを定める。また、活動については、 部活動細則に準ずる。
- 第2条 同好会は会員の同好者をもって組織する。
- 第3条 同好会は代表者を選出する。代表者は同好会を統轄する。
- 第4条 新設する場合は発起人5名以上の会員を有し代表者は名称、目的、活動内容及び場所を明示した申請書を生徒会長に提出し、①部・同好会顧問会議②職員会議 ③総務委員会の承認を経て、校長及び生徒総会にて報告し、成立の承認を得なければならない。
- 第5条 解散する場合、代表者は会長に報告し、会長が総務委員長及び学校長に報告する。また、会員がいなくなったとき廃止となる。
- 第6条 同好会は顧問として1名以上の職員をおかなければならない。
- 第7条 各同好会の経費は、生徒会費その他の収入を以てこれに充てる。(ただし、生徒会費 からの予算は上限1万円とする)
- 第8条 本校に次の同好会を置く。(**2017**年度末現在) イラスト・模型同好会、自転車同好会、ダンス同好会、トレーニング同好会
- その他・本細則は2003年4月1日より実施する。
 - ・本細則は2017年4月1日より一部改正し、実施する。

部室使用規則

1. 使用目的

部室は、部活動の健全な発展を図るための施設の一部である。 部室は、部活動以外の目的に使用してはならない。 部室内に、部活動に必要な物以外の私物を放置してはならない。

2. 使用時間

部室の使用時間は、次の通りとする。

- ① 放課後から活動終了時までとする。
- ② 休憩時間、昼休み等の部室への出入りは一切禁止する。
- ③ ただし、顧問の許可を得た場合はこの限りではない。
- 3. 維持管理

部室の管理は、顧問の許可のもとに部長がこれを代行する。 部室の鍵は、顧問、事務室で保管する。 (部室棟は体育科職員室でも保管)

- ① 鍵は顧問が管理する。
- ② 事務室および体育科職員室に保管してある鍵は生徒には貸し出さない。

施設の一部を破損した時は、すみやかに顧問に申し出ること。場合によっては、弁償させる こともある。

部室内での飲食は、顧問が許可した場合以外禁止する。

火災予防のため、電気配線の改造、火器・危険物の持込みはいかなる場合でも禁止する。 各部室および使用箇所は、当該部で責任を持って清掃する。

4. 罰 則

以上の規則が守られない場合は、当該部室を一定期間閉鎖する。

5. その他 この規則は2003年4月1日より施行する。

保健室の利用について

1. 保健室の機能

- ○自己の発育状況や健康状態を知る場所です。 各種健康診断を実施したり、身体計測をします。
- ○応急処置を行う場所です。 学校でケガをしたり、具合が悪くなった時に手当てします。
- ○健康相談をする場所です。心身の問題・悩み等の、相談活動をします。
- ○保健学習をする場所です。 身体のことや保健関係の資料を提供します。
- 2. 利用の仕方
- ○入室時は、学年・組・氏名を告げ、用件をはっきり言いましょう。
- ○保健室で処置を受けた場合は、利用者記録に記入しましょう。
- ○保健室での手当ては応急処置なので、その後、専門医を受診したり、家庭で処置する必要が 生じることもあります。
- ○副作用の恐れのある内服薬は、原則として使用しません。
- ○利用は、休み時間や放課後にしましょう。
- ○養護教諭が不在の場合は、担任の先生の指示を受けるようにしましょう。

図書館の利用について

次のことを守り、豊かな図書館ライフを送りましょう。

- 1. 開館日と利用時間
- ① 学校の休日以外は、原則として毎日利用できます。夏休みなど長期休業の時は、その都度連絡します。
- ② 利用時間は次の通りです。

平日 始業時から 16:50 まで 特別時間割はその都度連絡します。

- 2. 貸し出し
- ① 借りるときはカウンターで所定の手続きをしてください。
- ② 返却の際は、必ず図書館スタッフに渡すか、所定の位置に置いてください。 閉館している時は、廊下壁にある返却ポストに入れてください。
- ③ 貸出期間は2週間以内、5冊まで借りることができます。ただし、再手続きにより延長することもできます。
- ④ 雑誌については、最新号の貸し出しはできません。
- ⑤ 辞典などの参考図書、その他禁帯出の指定のある図書と新聞は、原則として貸し出しできません。
- 3. その他
- ① 図書は原則として自由に閲覧できます。閲覧後は必ず元の場所に戻してください。
- ② 図書は大切に扱ってください。
- ③ 他人の迷惑になる行為はやめてください。
- ④ 飲食物の持ち込みはできません。
- ⑤ 返却期日を守ってください。返却が遅れている人には督促通知を出します。
- ⑥ 図書を破損・紛失した場合には修理、弁償等の責任があります。
- ⑦ わからない事がありましたら、遠慮なく図書館スタッフに聞いてください。
- ⑧ 図書館で購入して欲しい本・DVDはリクエスト用紙に記入して所定の箱に入れてください。

結果は後日掲示板等で連絡します。

⑨ 読みたい本が貸し出し中の場合は、カウンターにある予約カードに記入して、図書館スタッフに渡してください。本が返却され次第連絡します。

進路閲覧室の利用について

進路閲覧室では、求人している企業の求人票や会社案内を会社ごとにファイルして、「あいう えお」順に整理してあります。

大学、短大、専門学校の資料も校種別に指定の書架に整理してあります。大いに利用してください。さらに、コンピュータによるインターネット検索ができます。

また、進路指導室には担当職員がいますので、進路に関する相談等、気軽に声をかけてください。

場 所 管理棟2F 普通科職員室となり

利用時間 平日 昼休み・放課後(17:00まで)

ただし、6月下旬から7月上旬までは求人票整理のため休館です。

注6月下旬までは昨年度の求人票です。当該年度の求人票は7月上旬より閲覧できます。

進路閲覧室は、君達が進路について真剣に取り組む場所であり、隣は来客用の応接室で、企業や学校の方が求人や生徒募集のために来校されます。そこで、次のことを守って利用してください。

他人の迷惑になるようなおしゃべりをしない。

携帯電話を使用しない。

指定の服装で利用する。

飲食物を持ち込まない。

利用した資料は必ずもとの場所に戻す。

入室時、またはコンピュータを利用するときは、利用簿に氏名を記名する。

事務室関係の諸手続きについて

1. 生徒証について

生徒証は本校の生徒であることを証明するものであるので常に携帯すること。また、電車・バス等の通学定期券を購入する時は、各販売所窓口にて通学区間証明書付生徒証を提示すること。

- *再交付手続 損傷または紛失等により再交付を受けようとする時は、事務室に申し出て生徒証再交付願と新しい生徒証に記入をし、写真を添えて、担任に提出すること。
- 2. 学割証(学生生徒旅客運賃割引証)について

生徒が次の目的を持ち、JRを利用する場合で片道 100km を超えて旅行するときに発行します。 (割引は普通運賃の2割引です)

使用目的

- ア 長期休業時、その他所用による帰省
- イ 実験、実習などの正課の教育活動
- ウ 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- エ 就職または進学のための受験等
- オ 学校が修学上必要と認めた見学または行事への参加
- カ 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- キ 保護者の旅行への随行

申込方法

事務室に申し出て生徒旅客運賃割引証交付願とキャンプ・登山・旅行届に記入し、担任に提出 すること。

上記使用目的以外は発行できません。

発行日は申込日の1週間後とする。

学割証使用の際は、必ず生徒証を携帯すること。

3. 在学証明書について

申込みは事務室にある在学証明書交付願に記入し、担任の確認印をもらって、事務室に提出 後おおむね2日後の発行です。

4. その他の証明書(調査書・推薦書等)について

在学生用証明書交付願に記入し、担任に提出すること。

発行には時間がかかるので、1週間ぐらい余裕をもって申し込むこと。

5. 生徒等身上事項異動届

生徒の氏名、住所、通学区間、保護者の氏名、住所に変更があった場合は事務室に申し出て、 生徒等身上事項異動届と市町村の証明書及び生徒証(記載事項異動ある場合)を担任に提出す ること。

携帯電話の使用について

携帯電話・スマートフォンによるトラブルが後を絶ちません。マナーを守る一人前のユーザー になって、豊かなコミュニケーションの手段の一つにしましょう。

- 1. こんなところでは電源OFF
- ①授業中
- ②満員電車の中や優先席付近(乗客や心臓ペースメーカーを装着している人などに配慮する。)
- ③劇場や映画館、美術館、図書館などの場所
- ④自転車乗車中(周囲への迷惑になるとともに大変危険なため禁止されています。通行の邪魔にならない安全な場所に止めて使用します。)
- 2. 次のマナーを守りましょう。
- ①電車やバスなどの公共交通機関では、「マナーモード」や「サイレントモード」「バイブレータ機能」にし、通話はしません。(実際の対応は鉄道・バス会社等の定めるルールを守ろう。)
- ②病院など医療機関では指示に従い使用は控えます。
- 3. カメラ付き携帯やスマートフォンを使っての撮影について
- ①著作権や肖像権にふれるような使い方はしない。
- ②美術館、コンサート会場などカメラの持ち込みや撮影が禁止されている場所では使用しない。
- ③個人のプライバシーにも注意を払う。
- ※携帯電話の使用による事故・トラブルに関しては、本人及び保護者の責任において対応していただきます。ご理解とご協力をお願いします。

くみんなの安全はみんなで守ろう!平塚工科 高等学校ソーシャルメディアガイドライン>

- ① インターネットは世界中の人が使う公共メディアです。発信した情報は世界中の人が見ます。ソーシャルメディアを使うなら、発信者としての自覚と責任を持ち、法令・規範を守りましょう。
- ② 現実社会でも同様、公共の場におけるデジタル機器の利用ルールやマナーを守りましょう。

(マナーモード指示を守る、「歩きスマホ」や「音楽を聴きながらの自転車走行」をしない」 など)

- ③ 自分はもちろん、友人・知人の個人情報に関する書き込みも行わないよう気をつけましょう。
- ④ 自分以外の人の写った写真や情報を発信する際は、あらかじめその人に許可を得ましょう。

(許可を得る前に、インターネットに公開しても良い内容かどうか判断する必要があります)

- ⑤ トラブルに巻き込まれた、またはその可能性があるときは、先生や保護者に相談しましょう。
- ⑥ 他人になりすまして情報を発信してはいけません。人を陥れるような言動は慎みましょう。
- ⑦ ソーシャルメディア提供側が示す利用規約を必ず読み、正しく理解した上で、利用しましょう。
- ⑧ 次のような情報(文字情報だけでなく写真や動画も含む)を発信してはいけません。
- ・他者を中傷する、または侮辱するような情報
- 人種、思想、信条等を差別、あるいは差別を助長させる情報
- ・違法、もしくは不当な情報、またはそれらの行為をあおる情報 (未成年者によるネット選挙活動も違法行為にあたるため、注意が必要です)
- ・公共ルールやマナーに反する行為をアピールするような情報

[備考]

ソーシャルメディアとは?

- ① ソーシャル・ネットワーク・サービス (Facebook、mixi、Gree、mobage、Google+など)
- ② ブログサービス (Ameba など)
- ③ ミニブログサービス (Twitter など)
- ④ 無料通話サービス (LINE など)
- ⑤ その他のサービス(動画共有 Youtube、電子掲示板、Wikipedia など)

このガイドラインは、一人だけが守ってもみんなの安全は保てません。 また、たった一人の「故意」や「うっかり」が、みんなの危険を招くこともあります。 平塚工科高等学校の生徒および関係者全員が、この内容に準じた利用を心がけましょう。

平塚工科高校校歌 (旧平塚工業高校校歌)

土岐 善麿 作詞 作曲 信時

- 1. 仰げば富士あり 連峯はるかに 真理は高し きわめゆくとき 科学と技術の ちからの前に みどりかがやく 希望の道の 常に新たにひらけたり
 - 2. 望めば海あり 自由と正義の 世界は広し きずきゆくとき 文化と平和を 進むる意気に たえずあすへの 歴史を継ぎて 更にひとしく競うべし ああ誠実と健康と われらはこぞる平塚高校

旧平塚西工業技術高校校歌

作詞 校歌作成委員会 作曲 松 原 桂太郎

- 1. 緑も深き高麗山を うつしてきよき花水に 友と技術を練りみがき 真理の道にいそしまん ああ 西工高の意気高し
 - 2. 山なみはるか丹沢の すそひらけゆく相模野に 友とからだを鍛えつつ 自然ととわに生きぬかん ああ 西工高に誇りあり
- 3. 波ゆたかなる太平洋 潮の香高き相模灘 友と自律の気をまなび 世界にひろくはばたかん ああ 西工高に栄えあれ

平塚工科高校校歌 (旧平塚工業高校校歌)



旧平塚西工業技術高校校歌

作詞 校歌作成委員会 作曲 松 原 桂太郎





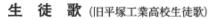
- みどりもふかき こま やまを うつしてきよきはなーみずに
 やまなみはるか たん ざわの すそひらけゆくさがーみのに
 なみゆたかなる たい へいよう しおのかたかき さがーみなだ







こっこっの いきったかっ こっこっに ほこっりあっ こっこっに さかっえあっ L ああにし ħ ħ







え び ちゃ 海 老 茶 (旧平塚工業高校応援歌)

